



# 島根県報

令和3年8月6日(金)

号外第87号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

**告 示****島根県告示第524号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	木次直江停車場線	雲南市加茂町三代587番20地先から同592番1地先まで	前	メートル 5.07～ 16.69	メートル 259.33	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	7.63～ 25.42	259.33		

## 島根県告示第525号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市手角町字先連田468番1地先から 同市美保関町下宇部尾1133番6地先まで	メートル 2,140.80	令和3年 8月6日	松江県土整備 事務所	